**２０１４年（平成２６年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野名 | **Ⅱ-4(1)　健康で安心して暮らせる社会の構築（良好な大気環境を確保するために）** | 施策No. | **２０** | 施策名 | **アスベスト飛散防止対策の推進** |

|  |  |
| --- | --- |
| **目的、内容** | 過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指す |
| **副次的効果、外部効果等** |  |
| **関係法令、行政計画等** | 大気汚染防止法：吹付け石綿等を使用する建築物の建築工事（特定工事）の規制府生活環境の保全等に関する条例：石綿含有成形板を一定規模以上使用する建築物の建築工事（特定排出等工事）の規制建築基準法（H18年改正施行）：増改築時における吹付け石綿の除去等の義務づけ等石綿による健康被害の救済に関する法律 |
| **国等の政策、社会情勢等** | H25年６月改正大気汚染防止法成立：届出義務者の変更、事前調査の義務化、立入権限の強化 |
| **施策実施に要したコスト**（職員人件費を除く） | 事業のコスト（千円） | 2011年度（決算額） | 2012年度（決算額） | 2013年度（決算見込額） |
| 環境目的の | 本施策が主たる目的であるもの | 219,656  | 137,527  | 84,218  |
| 事業費 | 本施策が従たる目的であるもの | 47,000  | 47,000  | 47,000  |
| 環境以外の目的を含む事業費 | 0 | 0 | 0 |
|  |
| **取組指標及び実績**（施策効果の定量評価） |  | 名称 | 把握方法 | 実績 |
| ① | 工事現場への立入検査 | 2013年度：大阪府環境白書掲載データ2011・2012年度：パトロール・立入検査等の合計で、2013年度データと同じ方法で計上した値  | 解体現場等への立入検査、適正な飛散防止対策の指導2011年度：228件2012年度：403件2013年度：566件 |
| ② | 府有施設の吹付アスベスト対策工事実施施設数及び空気環境測定件数 | 2013年度：大阪府環境白書掲載データ2011・2012年度：2013年度データと同じ方法で計上した値 | 2011年度：対策工事6施設、空気環境測定400箇所2012年度：対策工事6施設、空気環境測定367箇所2013年度：対策工事3施設、空気環境測定426箇所 |
|  |
| **工程表の進捗状況** | 工程名 | 進捗状況※ | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 |
|  | 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の指導 | ☆☆☆ | アスベスト飛散防止対策等の推進  | 解体現場等への立入検査、適正な飛散防止対策の指導を重点的に実施発注者責任を明確化する条例改正（2013年度）短期間工事における迅速簡易測定の実施アスベスト飛散防止推進月間（6、12月）の重点的なパトロールと指導府民・事業者対象のセミナーの開催（2012・13年6月） |
|  | （建築物のアスベストの飛散防止対策） |  | 民間建築物アスベスト対策事業 | 建築基準法に基づき、劣化等により衛生上著しく有害となる恐れがある場合には、所有者等に対して除去等必要な措置を指導 |
| 府有施設吹付アスベスト対策事業 | 府有施設の吹付けアスベストの除去対策工事を実施空気環境測定等の定期点検を実施 |
|  | （アスベストによる健康被害への対応） |  | 石綿健康被害救済促進事業 | 石綿健康被害救済基金に対して拠出し救済制度の円滑な運用に資する（毎年度47,000千円拠出） |
|  | ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗 |
| **評価** |  | 評価 | 理由等 |
| 施策目的の達成状況 | 順調に推移している |  |
| 事業・工程の進捗状況 | 一部は計画以上の進捗 | 現場立入等を重点的に実施し、取組指標①が大幅に上昇 |
| **計画見直し又は改善事項** |  | 見直し・改善点の有無 | 見直し・改善点の内容等 |
| 目標 | 無 |  |
| 施策の方向・主な施策 | 無 |  |
| 工程表 | 有 | より具体的な工程の記載について見直しを検討 |
| その他の改善事項 | 無 |  |
| **関係課室** | 環境管理室、住宅まちづくり部 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **環境総合計画部会委員による点検（所見）** | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
| 点検評価の手続きについては、概ね妥当である。 | 評価結果については、概ね妥当である。しかし、次の項目についてさらなる検討を行うことが望ましい。・事業・工程の進捗状況に対する｢一部は計画以上の進捗｣とする評価のより詳細な評価の仕方。 | 見直し・改善点の有無については概ね妥当である。しかし、次の項目については再度検討が必要。・工程表欄の理由等欄に記載されている「工程」の内容が、この評価表にいう「工程表」の意味するところと異なる意味で使われているように見受けられることから、検討のうえ必要に応じ見直しが必要。　 |